

大学分科会の会議の公開に関する規則

中央教育審議会運営規則（平成十三年二月一日中央教育審議会決定）第三条第五項の規定に基づき、大学分科会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

（会議の公開）

第一条 分科会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 分科会長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- 二 文部科学大臣の諮問に対する答申又は文部科学大臣に対する意見の案を審議する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、特別の事情により分科会が必要と認める場合

（会議の傍聴）

第二条 分科会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課の登録を受けなければならない。ただし、分科会の会議を傍聴することができる者は、当分の間、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 社団法人日本新聞協会に加盟する各社の記者 一社につき一人

- 二 社団法人専門新聞協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 三 社団法人雑誌協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 四 社団法人日本外国特派員協会に加盟する各社の記者 一社につき一人
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、分科会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（議事要旨の公表）

第三条 分科会長は、分科会の会議の議事の概要を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

附 則

この規則は、分科会の決定の日（平成十三年五月十五日）から施行する。